

森つこサンちゃんクラブ 「バッタとあそぼう!秋の生きもの観察」



秋の草原には生きものがたくさんいます。中でも長い足をバネに飛び跳ねるバッタは、秋を代表する生き物です。多摩川沿いの草原でいろいろなバッタを観察しましょう。

- ▽日時 9月26日(日)
※2回に分けて実施します。
- 1回目:午前10時~正午
- 2回目:午後1時~3時
- ▽場所 あきる野総合グラウンド
- ▽対象 各回で対象が異なります。
- 1回目:市内在住の小学校1年生から3年生まで
- 2回目:市内在住の小学校4年生から中学校3年生まで
- ▽定員 各回10人(抽選)
- ▽費用 無料

令和4年度使用 中学校教科用図書(社会 歴史的分野)採択結果

新たに検定を経た中学校の教科用図書(社会 歴史的分野)が採択の対象となりました。「あきる野市公立学校教科用図書選定要項」に基づき協議し

▽締切り 9月10日(金) 午後5時まで

▽申込み方法 ①か②の方法で申し込んでください。

①電子申請:コードを読み込み、必要事項を入力して申し込んでください。

②電話申込み:小宮ふるさと自然体験学校に電話で申し込んでください。

▽チラシ兼申込書配置場所 小宮ふるさと自然体験学校、環境政策課(五日市出張所)、生活環境課、中央図書館、東部図書館エル、五日市図書館

※市ホームページからもダウンロードできます。

▽主催 小宮ふるさと自然体験学校

▽申込み・問合せ

●電話申込み・体験に関する問合せ:小宮ふるさと自然体験学校(☎5956・0414 午前9時~午後5時、月曜日を除く)
●電子申請に関する問合せ:環境政策課環境の森推進係(☎595・1120)

申請コード



た結果を7月20日に行われた定例の教育委員会で審議し、中学校で使用する教科用図書が表1のとおり採択されました。選定の対象となった教科用図書を展示します。

▽展示期間 9月1日~令和4年3月31日

▽場所 中央図書館、東部図書館エル、五日市図書館

図書館だより



五日市図書館 (☎5955・0236)

▽図書館の本が泣いています 汚されたり、切り取られた資料を展示します。

●日時:9月8日(水)~9月19日(日)

●場所:五日市図書館1階

増戸分室 (☎5969・0109)

▽本のテーマ展示

●テーマ:心とからだを休めよう(一般向け)、バスについて(児童)

●期間:9月30日(木)まで

9月の休館日

▽中央図書館 毎週金曜日と21日(火)

▽東部図書館エル、五日市図書館

▽問合せ 指導室指導係(直通 ☎558・1111)

表1 中学校用教科用図書一覧

種目	発行者名
社会(歴史)	東京書籍株式会社

小さな子どものおさんぽ会

大きな庭木や生け垣など、緑の多い路地を抜けて、畑の間の開けた野道を歩き、手入れの行き届いた美しい雑木林を目指します。秋の草花や木の実を探したり、バッタなどの虫を追いかけたりしながら、子どものペースで楽しめます。

- 日時 9月20日(月) 午前10時~正午
- 場所 菅生交流会館(菅生582)集合
- 対象 市内在住の子どもとその保護者(未就学児向け)
- 定員 10組(申込み多数の場合は抽選)
- 持ち物など 飲み物、おやつ、雨具、長袖、長ズボン、帽子(ハチの被害を避けるため、白っぽい服と帽子をおすすめします)、歩きやすい靴、レジャーシート(おやつ休憩の際に使用します)
- 費用 1人50円(保険代含む)
※雨天の場合は、内容を変更して開催します。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。(サイト内検索で「おさんぽ」と入力)
- その他 ホームページに掲載している「感染症対策についてのお願ひ」の注意事項をお守りいただき、参加をお願いします。
- 申込み方法 9月9日(木)までに、市ホームページの電子申請、または電話で申し込んでください。
※スマートフォンから電子申請される方は、次のコードからアクセスしてください。
- 企画・運営 あきる野市環境委員会森のようちえん部会
- 申込み・問合せ 環境政策課環境政策係(☎595-1110)



申請コード



館、中央図書館増戸分室 毎週月曜日と23日(木)
利用は短時間(1時間以内)でお願いします
図書館には、新刊本や生活に役立つ本もたくさんあります。「テーマ展示」など、短い時間で選びやすくするため、おすすめの本を展示しています。
新型コロナウイルス感染症対策として図書館来館の際は、マスクを着用の上、1時間以内での利用をお願いします。

保存緑地と公開緑地の指定制度

市では、緑地を保全し、緑化を推進するため、保存緑地と公開緑地の指定制度を設けています。
表の指定条件を満たし、「適切な管理のもと大事にしている」「先祖代々受け継いで大切にしている」など、長期的な保存や公開にふさわしい緑地をお持ちの方で、指定を希望する方は、連絡してください。指定は、市長が必要と認め、所有者などの同意を得た後に、緑地保全審議会に意見を求め決定します。保存緑地については、指定後、樹木の枯死を防ぐための管理経費など、保存に関する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

表 保存緑地と公開緑地の指定条件

種別	指定条件	
保存緑地	樹林地	面積が500㎡以上の、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域
	樹木	次のいずれかに該当し、健全で、樹木の形容が美観上優れているもの ・1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの ・高さが15m以上のもの ・株立ちした樹木で高さが3m以上のもの
	屋敷林	1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上の樹木が5本以上あるもの ※防風林など一団を形成し、美観上優れているもの
	生け垣	垣根として使用されているもので、少なくとも年1回以上せん定などの管理が行われ、生け垣の長さが30m以上のもの
公開緑地	・面積が300㎡以上で、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域 ・市民が散策などで自由に利用でき、5年以上継続して開放することができる地域	